	<h2 style="color: blue;">～命を守る 72 時間のために～</h2> <h3 style="color: blue;">災害時医療に従事する看護師の事前登録制度を創設します</h3>		
と き	5月1日(日)から募集開始	受付場所	地域医療課(練馬区豊玉北6-12-1)
<p>区は、災害時に医療救護活動の拠点となる医療救護所で活動する看護師の登録制度を創設し、5月1日から募集を開始します。当該制度は、葛飾区に次いで23区で2番目の実施となります。</p> <p>対象は、保健師助産師看護師法に規定する看護師および准看護師のうち、区内および近隣に在住・在勤する方で、登録した看護師は、原則として発災から72時間、区内10か所の医療救護所で医療救護活動に従事します。「医療従事スタッフ登録カード」を事前に交付し、災害時にはあらかじめ指定された医療救護所に参集し活動します。なお、活動に要した費用の弁償や損害補償の制度も整えました。</p> <p>発災から72時間の超急性期は、いかに迅速な対応ができるかが減災の鍵となります。区は、知識や経験を持つ看護師、准看護師を事前登録することで、医療救護活動を行う人員を確保し、迅速かつ円滑な医療救護活動を行える体制づくりを進めていきます。</p>			

【募集概要】

- (1) **対象**...保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する看護師・准看護師で区内および近隣在住・在勤者。受付は随時行います。
- (2) **主な活動内容**...練馬区で震度6弱以上の地震が発生した場合、事前に指定された医療救護所に参集し、医療救護所の運営者の指示のもと、トリアージや軽傷者の手当等を行います。
- (3) **申込方法**...地域医療課(区役所東庁舎6階)や各保健相談所に設置された申込書に必要事項を記載し、看護師・准看護師免許の写し等を添付の上、地域医療課窓口へ持参または郵送により申し込みます(申込書は区ホームページからもダウンロードが可能です)
- (4) **その他**...登録にあたり、就労経験は問いません。登録者が円滑に従事できるよう、年一回程度の研修会等を実施します。

【練馬区の災害医療体制について】

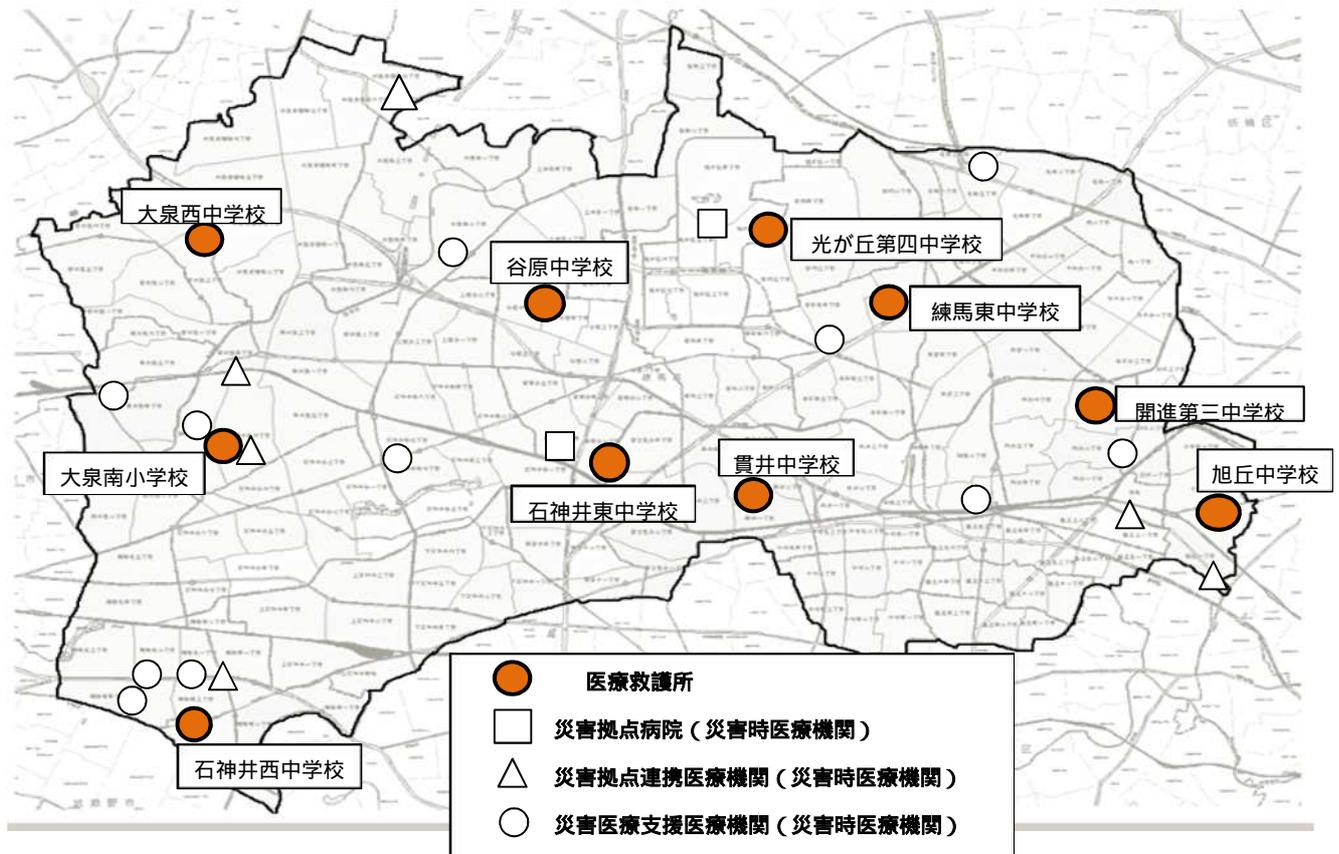
区は震度6弱以上の地震が発生した場合、区内10か所に医療救護所を設置し、医療救護活動を行うこととしています。医療救護所には、四師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会)から医療スタッフが参集し、負傷の程度に応じたトリアージを実施します。重症者・中等症者については災害拠点病院や災害拠点連携医療機関へ搬送し、軽傷者については医療救護所内および災害医療支援医療機関で応急処置を行います。

練馬区に最も大きな被害をもたらす想定(多摩直下地震)では、区内で約5,400人が負傷し、うち約9割は軽傷であると見込んでいます。医療救護所や区内の医療機関は、約5,000人の軽傷者の治療を短期間で行う必要があり、医師等をサポートする看護師の不足が大きな課題となっていました。

制度創設により、看護師の確保に努め、災害時の医療救護活動をより円滑なものとなるよう引き続き取り組んでいきます。

【参考】 区内の医療救護所位置図(10か所)

旭丘中学校、 開進第三中学校、 貫井中学校、 練馬東中学校、 光が丘第四中学校、
石神井東中学校、 谷原中学校、 大泉西中学校、 石神井西中学校、 大泉南小学校



【問い合わせ】 練馬区 地域医療課 管理係 電話 03-5984-4673